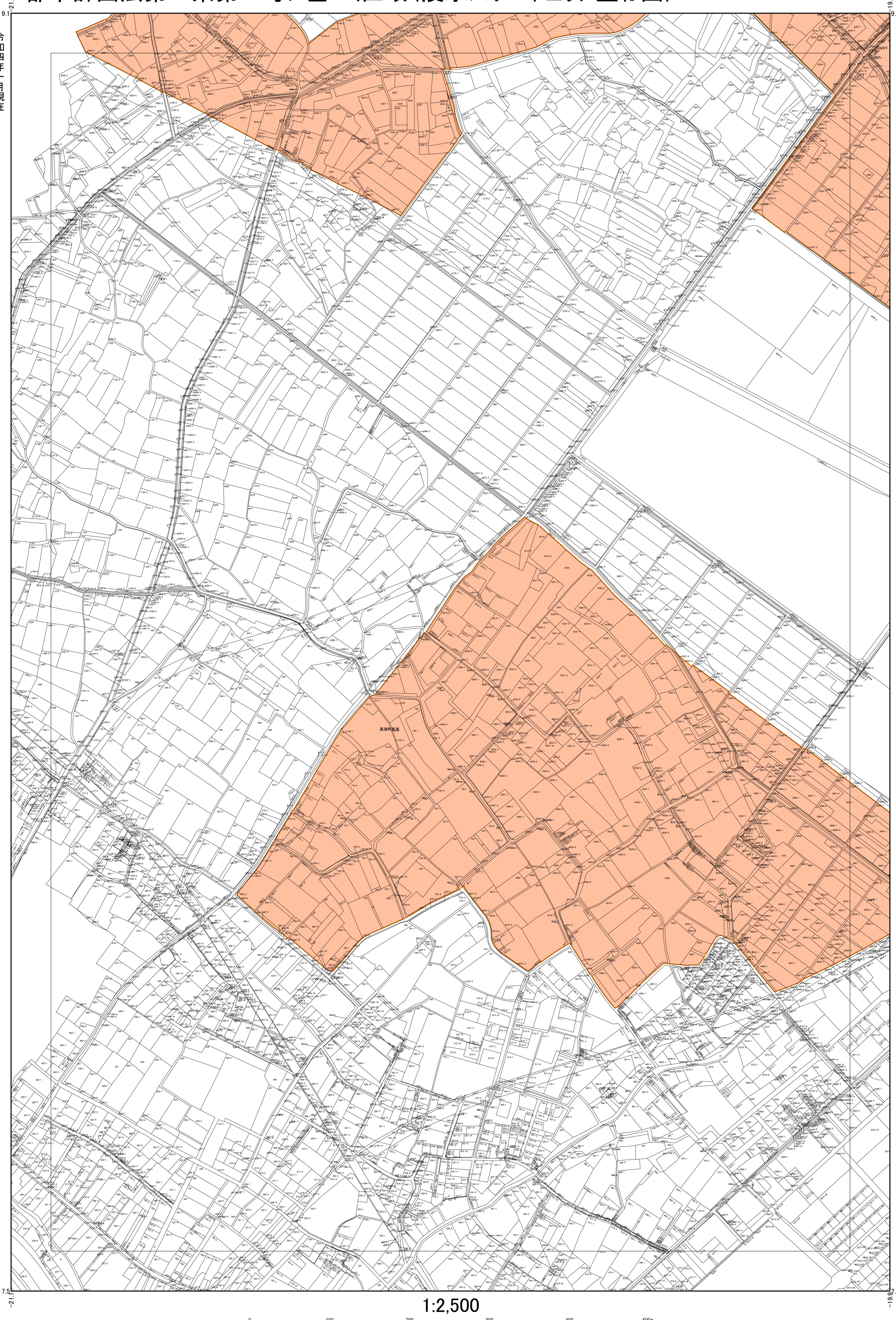
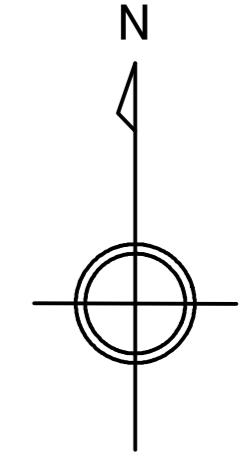


久喜市
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No22R

令和四年一月現在



	15	16
21	22R	23
29	30	31



凡 例

	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m ² が適用される区域)
--	---

	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m ² が適用されない区域)
--	--

【流通業務施設】
条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域
ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。
予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破碎、焼却等の処理の用に供するもののを除く。

	<p>【工業施設】</p> <p>条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域</p> <p>ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域</p> <p>、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。</p> <p>予定建築物の用途は、建築基準</p>
--	---

法別表第2(3)項に掲げる建築物(金属の溶融又は精錬の事業を営む工場を除く。)以外の建築物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受けたものの及び破碎、焼却等の処分に供するものを除く。

	く。 【商業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第
--	--

4 条第 6 項第 1 号口に掲げる農地及び第 5 条第 2 項第 1 号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。

予定建築物の用途は、建築基準法別表第 2 (ヘ) 項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。

(1) 小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が $3,000m^2$ 未満のものに限る。 (2) において同じ。）

(2) 小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設（当該用途に供する部分の床面積の合計が $10,000m^2$ 未満のものに限る。）

【浸水ハザードエリア】
都市計画法施行令第29条の9
第6号又は第7号（第8条第1項第2号口に限る。）に該当する区域
(利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が3m以上である土地の区域)